

仕様書

(遵守事項)

- 1 貸貸借物件である車両（以下「リース車両」という。）は、市長専用車として使用するものであり、納入及びメンテナンス等については、この仕様書によるほか、細部については、本市の指示に基づいて行わなければならない。

(疑義に対する解釈)

- 2 この仕様書に疑義がある場合は、本市が契約書に定める貸貸人（以下「貸貸人」という。）の協議により解決しなければならない。

(製作の着手)

- 3 設備として当然必要と認められるものは、別添車両仕様書に記載していない事項であっても、貸貸人の費用をもって設計製作しなければならない。

(リース車両の仕様)

- 4 リース車両の仕様については、別添車両仕様書のとおりとする。

(借受台数)

- 5 1台とする。

(借受期間)

- 6 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）とする。

(所轄官庁の手続き)

- 7 リース車両の納入に際し、貸貸人はリース車両に係る次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 自動車損害賠償保険の申請及び保険料の納入を行うとともに、同保険証及び所轄陸運局の車体検査証を添付する。

(2) 自動車税の納入を行うとともに、これを証する書類を添付する。

(3) 自動車保管場所証明書の申請及び手数料の納入を行うとともに、「保管場所標章」を所定の位置に貼り付ける。

(自動車検査証の記載事項)

- 8 自動車検査証の記載内容については、次のとおりとする。

(1) 使用者 札幌市

(2) 使用者の住所 札幌市中央区北1条西2丁目

(3) 使用の本拠の位置／自動車の所在する位置 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

(自動車保険関係事項)

- 9 貸貸人は、リース車両について、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入すること。ただし、契約解除後は速やかに名義変更すること。なお、任意保険内容は以下のとおりとする。

(1) 年齢制限 無制限

(2) 対人保険 無制限

(3) 対物保険 無制限（免責額なし）

(4) 搭乗者保険 1名につき1,000万円

(5) 車両保険 時価（免責額なし）

(メンテナンス・修理関係)

- 10 貸貸人は、リース車両について、次に掲げるメンテナンス及び修理等を行うものとする。

なお、年間（1年度）走行見込距離数は約14,000kmとする。

(1) 法定期点検

- (2) 継続検査（車検整備）
- (3) 一般修理（消耗、摩耗、故障部品の交換および修理）
- (4) エンジンオイル、オイルエレメントの交換
 - エンジンオイルは5,000km毎に交換する。ただし、最低6ヶ月に1回は交換する。
 - オイルエレメントは10,000km毎に交換する。ただし、最低1年度に1回は交換する。
- (5) バッテリー充電、交換
 - 必要に応じて充電又は交換する。
- (6) ワイパー交換
 - 状態又は季節に応じて交換する。冬季はウィンターブレードに交換するものとする。
- (7) タイヤ交換
 - 状態又は季節に応じて交換する。夏タイヤについては、最低3年度に1回、冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）についても、最低3年度に1回は別紙車両仕様書に記載の新品に交換するものとする。
- (8) その他の装置等の整備
 - 別添車両仕様書に掲げる上記以外のリース車両に係る装置、装備、付属品及び追加装備（無線を除く。）については、その状態に応じて随時、メーカー保証内容に基づき点検整備、補修又は交換を行うものとする。
- (9) 代車
 - メンテナンス及び修理等の際に車を使用できない期間については、賃貸人により代車を用意すること。なお、この場合の代車については、別添車両仕様書に記載のもの、もしくは同程度に使用することができるものとすること。

（費用負担）

- 11 契約書に定めるもののほか、賃貸人は次の費用を負担するものとする。ただし、燃料費及びタイヤパンク修理費用、ウォッシャー液費は、本市の負担とする。
 - (1) 車両登録費用
 - (2) 自動車取得税
 - (3) 自動車税
 - (4) 自動車重量税
 - (5) 第7項の手続きに要する費用
 - (6) 第9項の自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料
 - (7) 第10項のメンテナンス及び修理等に要する費用
- （納入場所及び保管場所等）
- 12 引渡し場所及び保管場所については次のとおりとする。
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局秘書部（札幌市役所本庁舎地下車庫）
（点検結果の報告）
- 13 賃貸人は、リース車両に係る法定点検の点検結果等について、当該点検終了後、速やかに本市に報告するものとする。
- 14 リース期間満了後におけるリース車両の再リースについて当事者は協議することができる。また、再リースの期間については、月単位での再リースが可能であることとする。